

# 公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和8年3月23日

明日香村長 森 川 裕 一

## 1 公募型プロポーザル公告に付する事項

- (1) 委託業務名  
令和8年度 第406号 明日香村第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定業務委託
- (2) 委託期間  
契約締結日の翌日から令和9年3月26日
- (3) 委託業務の内容  
明日香村第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定業務委託仕様書のとおり
- (4) 委託金額  
金3,993,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とします。

## 2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体等との関わりがないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 令和8・9年度明日香村入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、対象業務の性質又は目的からして鑑み、入札参加資格者名簿に未登録事業者の参加や業務遂行のために明日香村プロポーザル方式による契約事務運用ガイドライン第5条に規定する書類を確認し、認められた場合は、当該プロポーザル方式に参加できるものとする。
- (7) 資格登録をしている者にあたっては、明日香村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱の規定による入札参加資格停止の措置を受けてないものとし、資格登録をしていない者にあつては、明日香村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当していないものとする。
- (8) 国や地方公共団体等において、過去10年間の障害福祉計画および障害児福祉計画に関する業務の受託実績を有していること。

## 3 業務委託者の選定方法

明日香村は、明日香村第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定業務委託者を選定するにあたり、参加者を公募し、当該参加者に対して参加申込書・提案書の提出を求め、かつプレゼンテーションによる審査を実施し、「明日香村第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定業務に係る審査項目及び審査基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した者を契約候補者として選定します。プロポーザルへの参加を希望される場合は、実施要領等

を確認のうえ、参加申込書及び提案書を提出期限までに提出してください。  
尚、主な日程は、次のとおりです。

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の交付	令和8年3月23日（月）～令和8年4月3日（金）
参加申込書の提出	令和8年3月23日（月）～令和8年4月3日（金）
質問票の提出	令和8年4月7日（火）
回答日	令和8年4月10日（金）
提案書の提出	令和8年4月13日（月）～令和8年4月20日（月）
審査	令和8年4月27日（月）予定
審査結果の通知	令和8年5月上旬予定
契約の締結	令和8年5月上旬予定

#### 4 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間等

##### (1) 交付期間

令和8年3月23日（月）から令和8年4月3日（金）まで  
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

##### (2) 交付場所

明日香村役場 健康こども福祉課  
〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

##### (3) 交付資料

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 業務仕様書
- ③ 参加申込書（様式1）
- ④ 資格調書（様式2）
- ⑤ 質問票（様式3）
- ⑥ 提案書（様式4～様式6）

※ 上記の交付資料は、明日香村のホームページ (<http://www.asukamura.jp>) からダウンロードができます。

#### 5 参加申込書の提出

##### (1) 提出期間

令和8年3月23日（月）から令和8年4月3日（金）まで  
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

##### (2) 提出場所

明日香村役場 健康こども福祉課  
〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

##### (3) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 資格調書（様式2）

※ 会社概要、国や地方公共団体等において、障害福祉計画に関する業務の受託実績を詳細に記入してください。

##### (4) 提出方法

持参又は郵送にて提出してください。尚、郵送による場合は、書留郵便で令和8年4月3日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付けします。

## 6 質問票の提出

### (1) 受付期間

令和8年4月7日（火）

（ただし、午前9時から午後5時まで）

### (2) 質問方法

質問票（様式3）に質問内容を記入し、下記のファックス番号あて送信してください。尚、電話、口頭での質問は受け付けません。

ファックス番号 0744-54-5551（明日香村役場 健康こども福祉課あて）

### (3) 回答

上記の受付日に受理した質問は、参加申込書の提出があった全ての者に、令和8年4月10日（金）までにファックスで回答します。

## 7 提案書の提出

### (1) 提出期間

令和8年4月13日（月）から令和8年4月20日（月）まで

（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

### (2) 提出場所

明日香村役場 健康こども福祉課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

### (3) 提出書類

#### ① 提案書表紙（様式4）

#### ② 業務実施体制及び実績（様式5）

1 本業務の担当者の経歴、保有資格及び手持業務の状況など詳細な実績を含みます。

2 国や地方公共団体等において、障害福祉計画に関する業務の受託実績の業務名や内容、契約金などを含みます。

#### ③ 提案書（様式6）

1 障害者計画（障害福祉計画・障害児福祉計画）の現状把握・課題等の整理

障害者の現状把握・分析方法及び、結果に基づく課題や効果分析を行うべき点につき、他分野（地域福祉・児童福祉・介護等）の状況も踏まえ提案してください。

2 アンケート調査に向けた項目の作成方法・調査手順・結果分析方法

村民を対象とする調査の実施にあたり、前項の整理結果に基づき、村民の暮らす現状や現行の障害福祉事業・サービスの現状を把握する作業の参考となるようなアンケート調査項目を作成・分析する方法について具体的に提案してください。

3 国・県の障害者計画等及び村の各種計画との整合性のとれた計画の策定、今般の社会情勢や国・県の障害福祉に関する計画・施策の方向性、及び村の策定するその他の計画と整合性のとれた計画の策定にむけ、策定方針および内容を具体的に提案してください。

#### ④ 見積書（任意様式）

### (4) 提出方法

持参又は郵送にて提出してください。尚、郵送による場合は、書留郵便で令和8年4月20

日（月）午後５時までに到着したものに限り受け付けします。

(5) 提出部数

正本１部、副本１０部を提出

(6) その他

- ① 用紙の規格は、A４・左綴じとし、文字の大きさは１１ポイント以上
- ② 提案書表紙（様式４）を１ページとし、各ページに通し番号の記載
- ③ 提案書表紙（様式４）には、代表者の押印
- ④ 辞退する者は、速やかに提案辞退届（任意様式）を提出

## 8 契約の不締結

契約候補者の特定後、契約候補者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- ① 契約候補者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあっては、その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 契約候補者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、明日香村が明日香村との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

## 9 その他

詳細は明日香村第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領によるものとします。

## 10 問い合わせ先

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

明日香村役場 健康こども福祉課

TEL 0744-54-5550 FAX 0744-54-5551